

## 石川県県営住宅等整備基準に関する要綱

### (趣 旨)

第1条 石川県県営住宅条例施行規則（以下「規則」という。）に基づき、県営住宅等の整備基準に関しては、この要綱の定めるところによる。

### (温熱環境)

第2条 規則第1条の2第2項3号の措置は、住宅が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第35条第1項第一号の規定に基づく建築物エネルギー消費性能誘導基準（ただし、公営住宅の借上げの場合は同法第2条第1項第三号の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準、これらにより難しい場合は住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第3条の2第1項の規定に基づく評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号。以下「評価方法基準」という。）第5の5の5-1（3）の等級4の基準）を満たすこと。

### (音環境)

2 規則第1条の2第2項4号の措置は、住宅の床及び外壁の開口部が評価方法基準第5の8の8-1（3）イの等級2の基準又は評価方法基準第5の8の8-1（3）ロ①Cの基準（鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の住宅以外の住宅にあつては、評価方法基準第5の8の8-1（3）ロ①dの基準）及び評価方法基準第5の8の8-4（3）の等級2の基準を満たすこと。

### (劣化の軽減)

3 規則第1条の2第2項5号の措置は、住宅の構造耐力上主要な部分及びこれと一体的に整備される部分が評価方法基準第5の3の3-1（3）の等級3の基準（木造の住宅にあつては、評価方法基準第5の3の3-1（3）の等級2の基準）を満たすこと。

### (維持管理への配慮)

4 規則第1条の2第2項6号の措置は、住宅の給水、排水及びガスの設備に係る配管が評価方法基準第5の4の4-1（3）及び4-2（3）の等級2の基準を満たすこと。

(空気環境)

- 5 規則第1条の2第2項9号の措置は、県営住宅の各住戸の居室の内装の仕  
上げに評価方法基準第5の6の6-1(2)イ②の特定建材を使用する場合  
にあつては、同(3)ロの等級3の基準を満たすこと。

(高齢者等への配慮(専用部分))

- 6 規則第1条の2第2項10号の措置は、住戸内の各部が評価方法基準第5  
の9の9-1(3)の等級3の基準を満たすこと。

(高齢者等への配慮(共用部分))

- 7 規則第1条の2第2項11号の措置は、県営住宅の通行の用に供する共用  
部分が評価方法基準第5の9の9-2(3)の等級3の基準を満たすこと。

(電話配管の設置)

- 8 県営住宅の各住戸には電話配管を設けること。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年3月31日から適用する。